

整理番号 2 7 2

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和7年1月24日、2月26日、3月26日				
支出額	<p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $22,500 \times 0.8 = 18,000$)</p>	百万	千	1	8000
百万	千				
1	8000				
使 途	事務所駐車場 賃借料 1月～3月 支払い分				
支 出 先	株式会社 渡辺住研				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

272-2

契約更新のご案内

356-0035

埼玉県ふじみ野市丸山7-1

萩原コーポ 102

渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	P萩原コーポ	部屋番号	■
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日		(2年間)

【送付書類】

- 契約更新のご案内(本書)
 更新お手続き方法変更のお知らせ
 その他()
- その他()
 その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円



8月～新賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	3,750 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		3,750 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

- 更新費用お振込先

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続きをお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。
★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様は手続きをお願い致します。

ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

こちらのQRコードからアクセスできます↑



火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ [REDACTED]		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額		更新手数料
振込口座	[REDACTED]		

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (貸貸人)	[REDACTED]		
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所	〒 [REDACTED]	
	フリガナ	[REDACTED]	生年月日 1974年 6月 25日
	氏名	渡 辺 大	
	メールアドレス	[REDACTED]	TEL 携帯 090-4241-4311
	勤務先	[REDACTED]	住所

保証会社	会社名	[REDACTED]	
------	-----	------------	--

仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階	[REDACTED]
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010	
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	宅建建物取引士

〈特約事項〉 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
1. 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
 通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 2. 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
1. 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 2. 火気の取扱等をしないこと。
 3. 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 4. 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 5. 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 6. 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 7. その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の 1ヶ月分相当額 を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
1. 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 2. 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 3. 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時までに、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 4. 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(株)渡辺研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 5. 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 6. 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとする。
 7. 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 8. 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 9. 留置きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 10. 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 11. 上記各々の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 12. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号 137

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">7年 1月 25日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">他</p>	<p>百万 千 円</p> <table style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">1</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">6</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">2</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">9</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">9</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	6	2	9	9	0
1	6	2	9	9	0			

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">事務所賃借料 (2. 月分)</p>
------------	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,330 \times 0.9 \times 24月 = 108,594$$

$$60,440 \times 0.9 = 54,396$$

162,990

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	07-01-25	お取引店番	0411	機番	001
お取引種別	お引出し				
カード番号(口座番号)	****		取引通番	0063	
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	両支店番号	
残高					
お取引時刻	13:08	説明コード	カード入金取引番号		

ご案内 **ご利用手数料** ¥440

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付につき宇都宮

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
10000	5000	2000	1000	500

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	07-02-25	お取引店番	0400	機番	001
お取引種別	お引出し				
カード番号(口座番号)	****		取引通番	0046	
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	両支店番号	
残高					
お取引時刻	09:40	説明コード	カード入金取引番号		

ご案内 **ご利用手数料** ¥330

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付につき宇都宮

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
10000	5000	2000	1000	500

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

な記載)

整理番号 139 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	07-03-25	お取引店番	0400	振替	001
お取引種別	お引出し				
口座(振替)	****	口座(振替)	0136		
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129		
残高					
お取引時刻	12:58	説明コード		カード入金取引番号	
お受取人	ご利用手数料			¥330	

ご依頼人
イツカ トシヒコ様
0495212542.

印紙税申告納

付につき字部室

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 番 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m ²
		物件の所有者	(住 所) XXXXXXXXXX	(氏 名) XXXXXXXXXX	
(2) 賃借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり)	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和6年4月11日から令和9年4月10日迄の 3年間			
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
振 込 先		XXXXXXXXXX 銀行 XXXXXXXXXX 支店		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
		XXXXXXXXXX 口座 No. XXXXXXXXXX			
		(フリガナ) XXXXXXXXXX			
	口座名義人 XXXXXXXXXX				
			金60,000円		
翌月分を毎月末日迄の前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 28 年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 6 年 4 月 10 日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ)	〒		〒 367-0062		
住 所			本庄市小島南2-4-7		
電 話 番 号					
(フリガナ)			飯 塚 俊 彦		
氏 名					
(フリガナ)	〒		〒		
連帯保証人・丙	(住所)		(住所)		
	(氏名)	印	(氏名)	印	
	(電話番号)		(電話番号)		
媒 介 業 者			媒 介 業 者		
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (12) 第8961号		免 許 番 号		
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地		
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号		
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印	
電 話	0495-21-1155		電 話		
F A X	0495-22-6304		F A X		
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)		
登 録 番 号	号		登 録 番 号	() 第 号	
氏 名			氏 名	印	

整理番号 1 5 4

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	7 年 1 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和7年2月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>
----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: center;">逢澤至一郎</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>* 69.100 - XXXXXXXXXX = 68.000</p>
---	--

07-01-27 家賃	*69,100	家賃等
-------------	---------	-----

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 7.1.27 カ) タイエイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの
2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に
支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	0 円
					62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
		逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with descriptions.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円).

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 5 columns: Item (敷金) and amounts for ①, ②, ③, ④.

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。
2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-828-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted]
氏名 [redacted] 続柄 [redacted]
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

Table with 4 columns: Item (車種, メーカー名, 車名, 色) and values (軽自動車・小型自動車・普通自動車, ホンダ, ストップ70, 白).

Table with 2 columns: Item (名称, 部屋番号) and values (加藤コーポラス, 101).

株式会社オリコフオレントインシュア

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
048-498-6161

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	---------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

同居家族	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	<input type="checkbox"/> プラン変更 変更開始月 (年 月)	<input type="checkbox"/> 記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	--	--

整理番号 **0084-1**

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	07 年 01 月 27 日、 2月28日 、 3月31日
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 105000 </div> <p style="text-align: right;">円</p> <p>賃貸料 一か月 50,000円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 $150,000 \times 0.7 = 105,000$)</p>
使 途	2月分~4月分 事務所賃借料
支 出 先	株式会社末広不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名 **杉田 茂実**

0084-8

頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 (45,455円+消費税 10%相当分4,545円)	—	—	—
敷金		—	—	—
火災保険	保険証券の写し提出	—	—	—
—		—	—	—

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No			
	本数			
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL			
	(勤務先) TEL	048-526-1813	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	090-3211-6225		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名			
	賃貸不動産経営管理士：登録番号			
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
 また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
 また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0084-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-8211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名	☐	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
連帯保証人	氏名	☐	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
保証機関				

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 ☐	代表者の氏名	☐
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名	☐	氏名	☐
	登録番号	☐	登録番号	
	業務に従事する事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	事務所所在地	
	TEL	048-522-111	TEL	

※ ☐ は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(解約)

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額———万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
 - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

整理番号 **0085-1**

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	07 年 01 月 27 日、 2月28日 、 3月31日
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;"> 84000 </div> 円 賃貸料 一か月 40,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 120,000 × 0.7 = 84,000)
使 途	2月分~4月分 駐車場賃借料
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実

0085-2

駐車場賃貸借契約書

代理
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座	
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号	

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0085-3

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に滞り下巻
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階
 氏名 株式会社オフィスナンバーワン 代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住所 埼玉県熊谷市本町1-181
 氏名 杉田茂実 事務 生年月日 1958年 8月 19日
 TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225
 勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住所 同上
 氏名
 TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許 ()第

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 ()第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金) 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号

193

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	07年01月27日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">128</td> <td style="text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	128	00
百万	千	円							
4	128	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所賃借料 $172,000 \times 0.8 \times 3\text{ヵ月} = 412,800$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
----	--

領収書等貼付欄	令和7年2月分	令和7年1月27日
別紙	令和7年3月分	令和7年2月26日
	令和7年4月分	令和7年3月26日

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 193 - 2

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36303	07-01-27	12:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬貨)
円	千	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリソナ
ワラビ
普通 0005992
U.アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタケツセイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 270001
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

号 | **キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36306	07-02-26	10:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬貨)
円	千	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリソナ
ワラビ
普通 0005992
U.アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタケツセイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 260001
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36305	07-03-26	10:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬貨)
円	千	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリソナ
ワラビ
普通 0005992
U.アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタケツセイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 260002
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

193-3

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蕨 1階102号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附属施設	なし			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

193-4

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要で可。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常規	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣知事()第 号
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 80 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>7年 1月 27日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	2		4	4
百万	千	円										
	1	2										
	4	4										
<p>使 途</p>	<p>客等 駐車場賃借料(2台分) 1月分 $6600円 \times 2台 + 660(手数料)$ $= 13,860円$ (政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $13,860 \times \frac{9}{10} = 12,474$</p>											

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">※別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____ (振込手数料)</p> <p>=====</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 80 - 2

店番 XXXXXXXXXX 口座番号

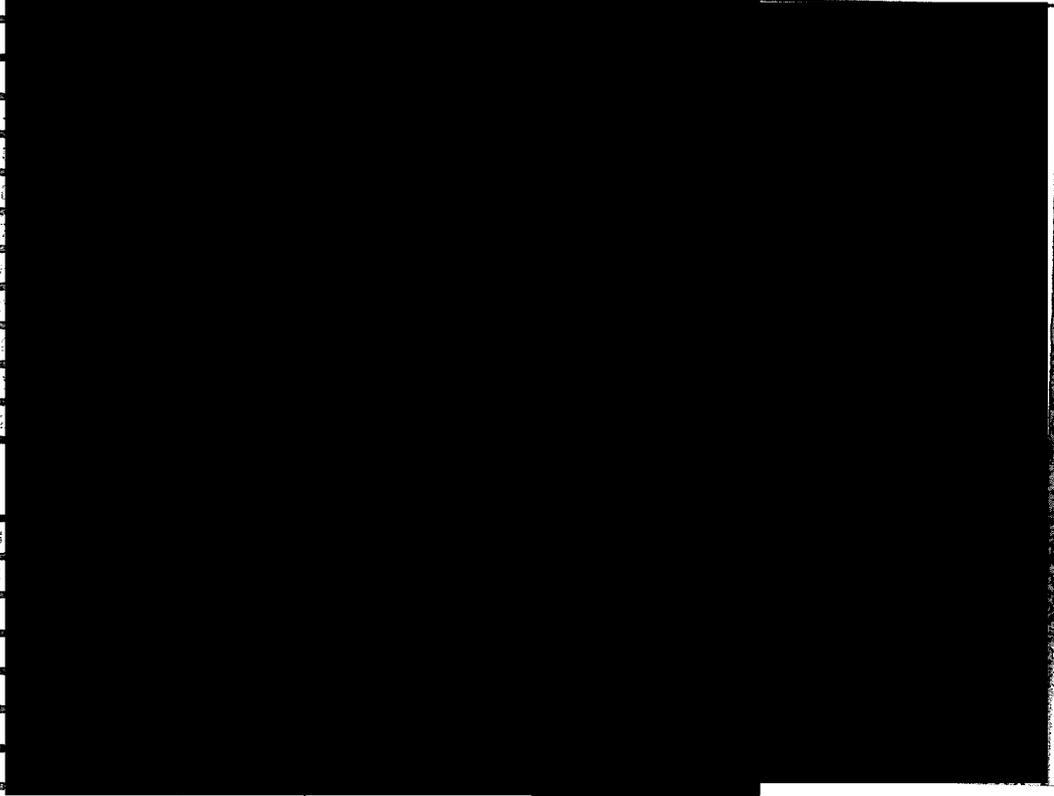
渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

7

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
-------	----	-------	-------	------



07-01-27	.送金	*13,860		
----------	-----	---------	--	--

← 駐車料金(2台分)1月分

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

7

新白岡駅東口 [] パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。
尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 []

氏名 []

電話 [] FAX

賃借人(乙) 住所 []

氏名 渡辺 聡一郎

電話 [] 携帯 []

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="28"/> 日 <small style="margin-left: 100px;">(他)</small>	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="24057"/></td> <td></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="24057"/>	
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="24057"/>								

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">駐車場代 (Rn. 1月~3月分)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

引紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$\left[(7,700 + \text{振込手数料}(110) + \text{更新事務手数料}(3300) + 7,700 + \text{振込手数料}(110) + 7,700 + \text{振込手数料}(110)) \times 9/10 \right]$$

政務活動に使用する割合が $9/10$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2025年01月28日～2025年01月31日 照会件数：4件

2025年02月03日 11時26分30秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年01月28日	11,110円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■
■■■■■				
■■■■■				
■■■■■				

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2025年02月28日～2025年02月28日 照会件数：3件

2025年02月28日 10時14分21秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
2025年02月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■
■■■■■				■■■■■

全件数：3件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	外ハシ マチ

入出金明細

照会範囲：2025年03月28日～2025年03月31日 照会件数：3件

2025年03月31日 11時47分07秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年03月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■
■■■■■				■■■■■
■■■■■				■■■■■

全件数：3件

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

私は、下記物件の原賃貸借契約を本書記載の通りの条件によって更新することに合意致します。

—物件の表示—		契約番号	■■■■
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	■■■■
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
賃貸人(甲)			
賃借人(乙)	高橋 政雄		
契約期間	2024年2月1日 ~ 2025年1月31日		

—賃料条件—			
賃料(月額)	7,700 円(税込)		
敷金	6,000 円		

※消費税率の改定があった場合は、その時点の税率を適用致します。

—車種名他—			
車種名	トヨタ ヴェルファイ	NO.	■■■■■■■■■■
			色 紺

上記の通り、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々署名捺印の上各1通を保有するものとする。

尚、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

また、原契約に連帯保証人が付されている場合は、原契約書に基づき本契約上の乙の金銭債務、遵守義務、本物件返還義務、修繕義務等、本契約に基づく乙の甲に対する債務につき、乙と連帯して履行の責を負う。又、本契約が終了しようとも、本契約に基づく債務一切を免れることはできない。

西暦2023年 12月 4日

甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産	
賃借人(乙)	住所	■■■■■■■■■■	
	氏名	高橋 政雄 (印)	
	生年月日	1952/01/01	TEL 048-874-8454 携帯電話 ■■■■
	勤務先	エフエム評議会	勤務先TEL 048-873-4389
緊急連絡先(乙)以外の方	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾270	
	住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾270	
	氏名	高橋 政雄 続柄 姉妹	
仲介業者	TEL	■■■■■■■■■■ 携帯電話	
	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
		エイペックスタワー浦和中央館202	
	商号	株式会社大和不動産	
代表者	小山 陽一郎		
宅地建物取引士	■■■■■■■■■■ 号 ■■■■		

株式会社 大和不動産
 さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
 TEL: 048-833-0050
 FAX: 048-826-5221
 更新係

高橋 政雄 様

契約更新のご案内

平素は、弊社の管理物件をご利用頂きまして有難うございます。
 ご契約頂いております賃貸借契約の契約満了日が近づいてまいりました。
 契約更新の条件及び費用につきまして下記のとおりご案内申し上げます。

契約書返送期限 2025年2月25日

物件名	中丸駐車場	部屋番号	
契約終了日	2025年01月31日	御契約者様	高橋 政雄 様
新契約期間	2025年02月01日 ~ 2026年01月31日		

お引落し費用総額 **11,000 円** (新契約開始月の前月引落)

ご契約内容

項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容	
	金額	消費税	金額	消費税
駐車料	7,000 円	700 円	7,000 円	700 円

更新費用内訳

項目	税込金額	うち消費税	摘要
更新料	0 円	0 円	
更新事務手数料	3,300 円	300 円	
合計	3,300 円		

契約手続きの時のご注意事項

- 更新契約覚書を同封させて頂きましたので、ご署名・捺印の上ご返送ください。
- 更新費用は、新契約開始月の前月に賃料等と合わせてご指定の口座より引落させていただきます。
- お部屋の契約の場合、家財保険や家賃保証について各社から更新案内の通知が發送されますので、内容をご確認の上、期日までにお手続きをお済ませください。
- 解約手続きについて
 現契約満了にて解約される場合、必ず解約日の1ヶ月以上前までに解約の申入れが必要です。
 (期日はお手元の契約書にてご確認ください)
 解約日が現契約の契約終了日を過ぎた場合、解約受付日から1ヶ月分の賃料等と更新費用をお支払い頂きますので、予めご了承ください。
 尚、お電話での受付は行っておりません。
 恐れ入りますが、弊社ホームページよりお手続きいただきます様、お願い申し上げます。
 【 <https://bit.ly/2Eo9NeN> 】

《定休日》毎週水曜日 《営業時間》AM10:00~PM5:30

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):

賃借人(以下、乙という。): 高橋 政雄

甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。

なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—

契約番号

物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	[REDACTED]
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2025年2月1日 ~ 2026年1月31日 (1 年間)		

—賃料条件—

項目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷金	6,000 円	-	-

—車種名他—

車種名	トヨタ ヨイ	NO	[REDACTED]	色	白
-----	--------	----	------------	---	---

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。

西暦 2025 年 2 月 / 日

賃貸人(甲)	氏名				
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録			
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1			
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽 一郎			
賃借人(乙)	住所	〒336-0932 [REDACTED]			
	氏名	高橋 政雄			
	生年月日	1952 / 1 / 1	TEL	048-870-8004	携帯電話 [REDACTED]
	勤務先	埼玉県海会	勤務先TEL	048-873-4369	
緊急連絡先 (乙)以外の方	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾2179-1			
	住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中尾2179-1			
	氏名	(株)高橋不動産 代表取締役 高橋 政雄			
更新事務	TEL	[REDACTED]	携帯電話		
	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号			
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1			
	商号	株式会社大和不動産			
代表者	小山 陽一郎				

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日	支出額 百万 <input type="text" value="1"/> 千 <input type="text" value="0"/> 円 <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/>
--	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使途 事務所ガードシステム費 (令和7年2月分)	$12,100 \times 0.9 = 10,890$
--------------------------------	------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 別紙明細 _____ [振込手数料] _____
--

※領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

警 理 番 号 389 - 2

※ 警 理 番 号 に は 、 枝 番 を 記 入 す る こ と 。

埼 玉 県 警 備 保 障 株 式 会 社 員 団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2025年 01月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号：20241203012295

1 / 1

請求書作成年月日 2024年 12月 03日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



件名・品名／備考	数量	単位	単 価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2025/02月度A.L.S.O.Kカードシステム料金 (改定精算分) 小川 ただし事務所				11,000	10%		
(消費税 10% 計)				11,000	1,100	12,100	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回ご請求金額	11,000	1,100	12,100

整理番号 389 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

店番 □座番号
[Redacted]

小川直志 政務活動事務所様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

8

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-01-28	振替	¥12,100	RKS(リコー)ウケ仕	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 [項目名] お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

整理番号			9	1
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">28</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">28</td> <td></td> </tr> </table>	7	年	2	月	2	日			1		28				3		28		<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	4	8	0	6	0	百万	千	円		
7	年	2	月	2	日																										
		1		28																											
		3		28																											
4	8	0	6	0																											
百万	千	円																													

<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所 駐車場代</p> <p style="text-align: center;">(2月～4月)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $17800 \times 0.9 = 16020 \times 3ヶ月$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p>口座名義 松井弘</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>賃料 17,600円</p> <p>振替手数料 200円</p>
---------------------------------------	--

07-01-28 .振替		*17,800 RKS(カツミカイツ)		
		別紙明細		
07-02-28 .振替		*17,800 RKS(カツミカイツ)		
07-03-28 .振替		*17,800 RKS(カツミカイツ)		[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場		駐車位置	番	台数	1台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料	ヶ月分（税別）	
敷金	金 円也	保証金	円	礼金	円	
契約車	車種	社用車	色	登録番号		
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
六、その他本契約に違反した時。
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各書通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17
 氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256
 勤務先名 TEL
 勤務先住所
 緊急時連絡先住所 [Redacted]
 緊急時連絡先氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1		
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日 迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2022年 9 月 29 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	朝霞市本町3-4-17		
	氏名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	[REDACTED]		
	氏名	松井弘	借主との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 勇
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 [REDACTED] 3750
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED] 号

整理番号 140

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 6 月 28 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">70</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">594</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	70	594
百万	千	円							
2	70	594							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃賃料 3ヵ月 (28. 2/28 3/1)</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--------------------------------------	--------------------------------

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: large;">横川 雅也 100220 X 3ヵ月 X 9/10 = 270,594 (220円手数料)</p>				
23	07-01-28	送金	*100,220	
○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。				
≡ ≡ ≡	6			
年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
19	07-02-28	送金	*100,220	
20	19-07-03-28	送金	*100,220	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

140-2

事務所賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物質料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

140-4

振込口座



以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所



氏名 横川 雅也



140-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号

1193

-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支払う場合に作成。なお、定期的に定額を支払う場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	07年01月28日								
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)	百万	千	6	4	0	0	0	0
百万	千								
6	4								
0	0								
0	0								
使 途	2月分事務所賃借料								
支 出 先	XXXXXXXXXX								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 194

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	0 7 年 0 1 月 2 8 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>					3	5	2
				3	5	2				

使 途 2月分事務所賃借料の振込手数料

4 4 0 × 0.8 = 3 5 2

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	07-01-28	11:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(使) 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

サイタマケンキ カイキ イン ナカヤツキ シ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300027

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇」)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 81 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	7 年 1 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		8	4		4	7
百万	千	円										
	8	4										
	4	7										

使 途	<p>事務所賃料(2月分) 93500(賃料) + 330(手数料) = 93830</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $93830 \times \frac{9}{10} = 84.447$</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 20px auto; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____ (振込手数料)</p> <p>=====</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
---	----------------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 81 - 2

店番 口座番号



渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				

④ 977ツツム977

07-01-28 振替 *93,830 RKS(タカチシユウ) ← 事務所賃料(2月分)

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 8 / 1 - 3

01-1.事業用建物/普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書(事業用)

前書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38 m ²	

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2026年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円 (内消費税等 8,500 円・税率 10%)		
共益費(管理費)	月額	円 (内消費税等 円・税率 %)		
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引				
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円	
礼金	93,500 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う		
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替			
	振込先金融機関名・支店名		<input type="checkbox"/> 口座種別	普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

整理番号 81 - 4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。
 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
 既存の流し台は成置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 日

貸主 住所 [REDACTED]
 代理人有限会社田口住 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
 借主 住所 [REDACTED]
 氏名 渡辺 聡一郎 電話番号 [REDACTED]
 連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を準拠しています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事(12)第 877 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 事務所所在地
 商号 有限会社 田口住宅 商号
 代表者等 吉岡 由隆 代表者等
 登録番号 [REDACTED] 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [REDACTED] 宅地建物取引士

整理番号 7 2

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 7 年 <input type="text"/> 1 月 <input type="text"/> 29 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">2000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1	6	2000
百万	千	円										
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>										
1	6	2000										

使 途	<p>事務所家賃</p> <p style="text-align: right;">180000 × 0.9</p>
-----	---

領収書等貼付欄

領 収 証 小川 真一郎 様 No.

★ 等 180,000 -

内 訳	但 今 7 月 1 月 ~ 3 月
現金	
小切手	／
手 形	／
消費税額等(%)	

7 年 1 月 29 日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	宅ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先	貸主宅へ持参すること	普・当 No	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を**事務所の目的**を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年4月 / 日

賃貸人・甲 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

賃借人・乙 住所 深谷市長在家14 氏名 小川 真一郎 電話番号 048-583-6838

連帯保証人・丙 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

仲介業者 住所 大里郡東尾花町大字桜沢2770-4
商号 サンライト不動産 [Redacted]
代表者 柴崎修
免許番号 埼玉県知事(5) [Redacted] 30号
取引主任士 [Redacted]

整理番号 170

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 7年 1月 29日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 1 千 0 円 4 7 9 6</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--	-------------------------

使 途 建物資借料 (事務所2月分家賃料 駐車場代)

$116,440 \times 0.9 = 104,796$

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38051</td> <td>07-01-29</td> <td>12:59</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円) 硬貨 認証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込明細またはご案内</td> </tr> </table> <p>お受取人 XXXXXXXXXX</p> <p>ご依頼人 カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 400038</p> <p style="font-size: 0.8em;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	取扱店	お取引日	時刻	38051	07-01-29	12:59	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円) 硬貨 認証			お振込明細またはご案内			<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="font-size: 1.5em;">事務所2月分 家賃料 駐車場代</p> <p style="text-align: right;">110,000円 6,000円</p> <p style="text-align: center;">別紙明細</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">440円 [振込手数料]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> </div>
取引銀行	取引店	口座番号																													
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																													
取扱店	お取引日	時刻																													
38051	07-01-29	12:59																													
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																													
振込	¥116,000	¥440																													
お取引後の残高(円)		おつり																													
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																															
お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円) 硬貨 認証																															
お振込明細またはご案内																															

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 [REDACTED] (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おりこの債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の概要等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)			
	物件の所有者	(住所)	[REDACTED]			
		(氏名)	[REDACTED]			
	使用目的	事務所				
頭書(2) 賃借条件	賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 220,000 円		
	管 理 費	月額 円(うち消費税 円)				
	共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
	駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)				
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	雑 費	月額 円(うち消費税 円)				
	保 険 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	保 証 料	円				
	保 証 金	円(3.3m ² 当たり)	更 新 手 数 料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 ・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却部分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヶ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名) [REDACTED]				
	振込先	[REDACTED]			振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	[REDACTED]				
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

[賃料振込先]



[貸主]



[貸主代理]

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311

[借主]



金子 裕太

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日 2月28日・3月28日
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 百万 千 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 80% = 336,000 円)</p>
使 途	<p>事務所賃料 (1.2.3 月分)</p>
支 出 先	<p>荻プランニング</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

貸店舗賃貸借契約書

貸主

(以下甲という)と

借主 立石泰広

(以下乙という)と 連帯保証人

(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の一部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 借借人

住所

氏名

立石泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事 (13) 第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7311

宅地建物取引士

登録番号

整理番号 394

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 1 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

使途	<p>駐車場賃借料(3台分) (令和7年2月分) $18,000 \times 0.9 = 16,200$</p>		
----	---	--	--

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="margin: 5px 0;">No. _____</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0;">山川 T-T=し 事務所様</p> <p style="margin: 5px 0;">★ / 8,000-</p> <p style="margin: 5px 0;">但 2月分</p> <p style="margin: 5px 0;">2025年 1月 30日</p> <p style="margin: 5px 0;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 50px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 50px;"></div>

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借			
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目	雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3		
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円		
	保 証 金			

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

整理番号

101

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支払う場合に作成。なお、定期的に定額を支払う場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	07年01月30日 <small>07年02月28日 07年03月31日</small>
支出額	百万 千 150282 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 $55000 \times 3 = 165000$ $165000 + 1980 = 166980$ (按分した場合の積算方法(振込手数料) $660 \times 3 = 1980$ $166980 \times 0.9 = 150282$)
使途	事務所 2月、3月、4月賃料 管理費含む
支出先	有限会社 秋谷商事 秋谷徹雄

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟		2 階 202 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地				
		(登記簿)				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸				
	種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月		
面 積	41.42 m ²					
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治活動 (松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所在地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社 秋谷商事	TEL 048-982-5451
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地	
乙・借主	氏名 松澤 正	TEL
	住所 埼玉県吉川市中野100番地3	
丙・ 連帯保証人	氏名	印 TEL
	住所	
	極度額 円	

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所 所在地・TEL	
商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称		
代表者の氏名	代表取締役 秋谷 徹	代表者の氏名	®	
免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号	大臣 知事()第 号	
氏名		氏名		
登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号	
業務に従事する 事務所名	有限会社 秋谷商事	業務に従事する 事務所名		
事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	事務所所在地 TEL		

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

35

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年 1 31日 7年2月28日 7年3月31日
支出額	百万 千 243000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 90,000円×0.9×3ヵ月=243,000円)
使 途	2月分、3月分、4月分 事務所賃借料
支 出 先	大和リビング株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



<頭書>

(1) 物件の表示	名称・室番号 2階 202号室	所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	専有面積 50.31㎡	建物所有者 [Redacted]
(2) 当事者表示	建築年月 2023年03月	質貸人(甲) 大和リビング株式会社	質借人(乙) 宇田川 幸夫	
(3) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000-	金融機関	[Redacted]
	共益費	¥5,000-	店名	[Redacted]
月額	支払方法	口座振込	支払方法	口座振込
	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	遅延損害金	年14.6% (1年を065日として日割計算)	遅延損害金	年14.6% (1年を065日として日割計算)
	礼金	¥225,000-	礼金	1ヶ月を暦日とする
時金	ルンリ-ン/ン料金	¥55,000-	ルンリ-ン/ン料金	1ヶ月を暦日とする
	その他		その他	
(5) 極度額	[Redacted]			
(6) 管又連理は務先会社	名称 大和リビング株式会社 所在地 八潮営業所 営業所長 大久保 敬旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライト 1階 電話 048-999-7180 連絡先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤルインプオメーションセンター) 別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照			
(7) 特約・特記事項	[Redacted]			

契約締結日
西暦 年 月 日



貸貸人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライプ 1階 八潮営業所	[Redacted]
個人	住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	携帯電話 固定電話	[Redacted]
質借人(乙)	所在地 〒 社名 登録送付先 担当部署	電話 () FAX () 電話 () FAX ()	印
入居者の概要	氏名 宇田川 幸夫 フリガナ 宇田川 幸夫 続柄 本人 生年月日 1978年11月27日(男)・女(44才)	勤務先 所在地 電話番号	勤務先 所在地 電話番号
保証会社	〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ イトラス 氏名 株式会社イトラス 固定電話 03-5213-0250	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話 ()	
緊急連絡先	住所 [Redacted] フリガナ 氏名 [Redacted]	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話 ()	
媒介	媒介	媒介	媒介

更新覚書【住居】

貸与人 [redacted] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

Table with 2 columns: 名称 (秋桜), 所在地 (〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6), 住戸番号 (202 号室)

(2) 契約期間

Table with 2 columns: 契約期間 (始期 2025年03月18日, 終期 2027年03月17日), 2年 0月間

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

Table with 4 columns: 賃料等 (家賃 90,000円, 敷金 55,000円), 共益費 (5,000円), 月額, 円

Table with 4 columns: 更新費用 (更新料 90,000円, 更新事務手数料 0円), 円, 非, 円, 10%対象

(4) 追加特約 (特約に追加項目が発生した際に記載)

Table with 1 column: 契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
本契約は保証会社のエルズサポート(加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

Large table with multiple rows and columns: 貸主 (住所, 貸主名), 賃貸人代理 (住所, 管理者名), 借主(乙) (フリガナ, 氏名, 住所, 勤務先名, メールアドレス), 連帯保証人及び極度額, 家賃債務保証業者, 緊急連絡先, 更新時現在の入居者 (続柄, 本人, 従業員)

整理番号			3	6
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <p>7年2月28日</p> <p>7年3月31日</p> </div>		7	年		1	月		3	1	日		
	7	年		1	月		3	1	日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 8,800円×2台×3ヵ月×0.9=47,520円)</p>	百万	千					4	7	5	2	0	0
百万	千												
4	7												
5	2												
0	0												
使 途	2月分、3月分、4月分 事務所駐車場代												
支 出 先	大和リビング株式会社、 XXXXXXXXXX												

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

36-1

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト アイブ 1階 八潮営業所	
貸借人(甲)の代理人	住所 〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス メールアドレス 所在地 〒 社名 電話番号 担当部署	携帯電話 固定電話	
質借人(乙)	住所 〒 社名 電話番号 担当部署	携帯電話 () FAX () 電話 () FAX ()	印
※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上保証記入不要 住宅名 : 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男)・女			
質借人の概要	氏名 宇田川 幸夫 勤務先 所在地 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所	電話 その他連絡先 電話 () その他連絡先	
保証会社	住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門フアーストビル 2階 フリガナ イトナ 氏名 株式会社イトナ 固定電話 03-5213-0250	生年月日 西暦 年 月 日 このの続柄 () 携帯電話 ()	
緊急連絡先	住所 フリガナ 氏名	生年月日 このの続柄	
媒介	固定電話 () 携帯電話 ()	生年月日 携帯電話	
媒介			

(1) 物件の表示	駐車場名 コスモス 駐車場 所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	区画番号(1)	区画番号(2)
(2) 駐車車両	車名(1) 車体の色 自前車登録番号 又は区画番号 車名(2) 車体の色 自動車登録番号 又は区画番号	*****	*****
(3) の当の表示者	質借人(甲) 宇田川 幸夫 質借人(乙)	*****	*****
(4) 期間	契約期間 2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間	*****	*****
(5) 質料等・支払条件	月額 ¥8,800- 金融機関 店名 預金種別 口座番号 フリガナ 口座名義人 支払方法 支払期限 支払額 月 額 月 額 計 遅延損害金 年14.0% (1年を365日として日割計算) 日割質料等 1ヶ月を暦日とする 基金	*****	*****
(6) 極限額	*****	*****	*****
(7) 管又連理は寮先会社	名称 大和リビング株式会社 所在地 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライプ 1階 電話 048-999-7180 連絡先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリングインフホメーションセンター)	*****	*****
(8) 特約・特記事項	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照	*****	*****

26-3



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
 貸借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記貸貸借物件に関する貸貸借契約(以下原契約という)
 の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 貸貸借の目的物

名称	秋桜駐車場	
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	
区画番号	№	[REDACTED]

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025年04月01日	2年 0月間
	終期	2027年03月31日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 ヶ月相当分	
更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
- ・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
- ・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
- ・保管場所用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
- ・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]			
	貸主名	[REDACTED]	適格請求書登録番号:	[REDACTED] ※業務委託契約に基づき印鑑省略	
貸貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551	
	管理者名	株式会社 ハル	適格請求書登録番号:	T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:46 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]			
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com			
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ	極度額	借主との関係		
	氏名	生年月日	TEL		
	住所		携帯		
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート			

緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]		携帯	[REDACTED]	

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

36-4

HARU

更新覚書【駐車場】

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
 賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
 の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	XXXXXXXXXX	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025年03月18日	2年0月間
	終期	2027年03月17日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800	円	課 (うち消費税額 800 円) (10%対象)
	敷金		円	賃料 0	ヶ月相当分
更新費用	更新事務手数料	新賃料の	0	ヶ月分	円 課 (うち消費税額 円) (10%対象)

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

<ul style="list-style-type: none"> 区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。 駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。 駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。 保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。 電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。
--

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	XXXXXXXXXX			
	貸主名	XXXXXXXXXX	適格請求書登録番号:	XXXXXXXXXX ※業務委託契約に基づき印鑑省略	
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551	
	管理者名	株式会社 ハル	適格請求書登録番号:	T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:43 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		勤務先TEL	XXXXXXXXXX
	勤務先名	XXXXXXXXXX			
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	メールアドレス	contact@udagawayukio.com			
	フリガナ	極度額	借主との関係		
	氏名	生年月日	TEL		
家賃債務保証業者	住所				
	商号	エルズサポート			

緊急連絡先	氏名	XXXXXXXXXX	続柄	XXXXXXXXXX	TEL	
	住所	XXXXXXXXXX			携帯	XXXXXXXXXX

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		XXXXXXXXXX

整理番号	20/
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="25"/> 年 <input type="text" value="2"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
		※政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務事務 2月分家賃等 電話通話に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$		



関根信明様

領収書

領収日 2025-01-31
 領収書番号 REC-0000000085
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
 高橋 満広
 331-0823
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2025年2月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2025年2月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000
1611			

整理番号	209
------	-----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 7年 11月 31日 </div> 2月28日・3月31日
支出額	<p> $87593 \times 37\% = 262,779$ </p> <p> $262,779 \times \frac{9}{10} = 236,502$ </p> <p style="text-align: right;"> 百万 千 236502 円 </p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため)</p>
使途	家賃・共益費・馬車場料金(1月2月3月分)
支出先	(有) 村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団





更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事 業 用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円 (内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	5,500 円 (内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)	
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。		

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
 また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
 本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社村田管理サービス
 氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所 _____
 氏名 _____ 電話番号 () _____
 極度額 _____ 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 1908 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県さいたま市中央区鈴谷	事務所所在地	
商号	株式会社 グッドステ	商号	
代表者等	益子 賢治	代表者等	
登録番号		登録番号	第 号
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

2

3

4

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

(修繕)

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第15条

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。

4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
- 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
- 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
- 六 衛生上有害となる行為を行うこと
- 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
- 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
- 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
- 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
- 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。

3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、

4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとし、

3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(連帯)
第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務)
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議)
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄)
第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約)
第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- る解 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、
します。更新された場合も同様とします。
- 収用 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本
ます。契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- みが 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記
みが 名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人
が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しな
ければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無と
その額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人
の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しな
ければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものと
します。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、
また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨および
その内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解し
た上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が
生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易
裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上